

# 緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」(名古屋市内の建築物の敷地内などで整備される緑化施設の質を評価認定基準に基づき評価し、ランクを認定する制度をいう。以下緑化施設評価認定制度という。)の実施に際し、必要な事項を定め、もって市民や事業者によるより良い緑化を推進することを目的とする。

## (基準緑化率)

第2条 この要綱における「基準緑化率」は、建ぺい率の最高限度に応じ次のとおりとする。

建ぺい率の最高限度		基準緑化率
市街化区域	50%以下	20%
	50%超60%以下	15%
	60%超	10%
市街化調整区域		20%

なお、「建ぺい率の最高限度」とは、都市計画法第8条第3項第2号ハ及び建築基準法第53条第1項に定める用途地域における指定建ぺい率に、建築基準法第53条第3項の規定を適用した後の建ぺい率とする。

2 前項の規定にかかわらず、風致地区内においては、名古屋市風致地区内建築等規制条例第4条第1項第1号ア(オ)に定める緑地率を基準緑化率とする。

また、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例における建築物の緑化率の最低限度の規定が適用される場合にあつては、該当する最低緑化率の数値を基準緑化率とする。

## (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「緑化施設」とは、都市緑地法第34条第2項で規定する緑化施設をいう。
- (2) 「高木」とは、高さが4.0m以上の樹木をいう。
- (3) 「中高木」とは、高さが2.5m以上4.0m未満の樹木をいう。
- (4) 「中木」とは、高さが1.0m以上2.5m未満の樹木をいう。
- (5) 「低木」とは、高さが0.3m以上1.0m未満の樹木をいう。

- (6) 「緑化面積」とは、都市緑地法第40条に基づき算出する緑化施設の面積をいう。
- (7) 「樹木換算面積」とは、緑化施設評価認定制度において樹木植栽の評価を行う際に用いる、樹木が占める面積を言う。樹木換算面積は次に掲げる式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{樹木換算面積 (m}^2\text{)} &= (\text{高木及び中高木の本数}) \times 10 \\ &+ (\text{中木の本数}) \times 3 + (\text{低木の本数}) \times 0.2 \end{aligned}$$

なお、生垣植栽を除き成長後に「高木」になることが見込まれる「中高木」「中木」については「高木」とみなして換算することができる。

- (8) 「接道緑化延長」とは、敷地の接道面から7m以内に整備された緑化施設（接道する道路から見るができるものに限る）を接道面と平行に横断した場合の横断延長の合計をいう。
- (9) 「公開性」とは、「道路から眺望ができること」又は「不特定の人が立ち入って見ることができること」を指すものとする。
- (10) 「管理義務取決書」とは、建築物等の管理者が変更となる場合に、管理方法等について引き継ぐことを目的に作成される書類をいう。

#### (対象)

第4条 緑化施設評価認定制度の対象は、名古屋市内に設置または設置を計画されている、基準緑化率以上の緑化施設とする。

#### (評価認定方法)

第5条 緑化施設工事着工前に緑化施設評価認定制度による評価認定を希望する者（評価認定の対象となる緑化施設の所有者又は将来所有者となる者に限る）は、市長に対し、NICE GREEN 計画認定申請書（第1号様式）および別表1に掲げる図書それぞれ2部を提出し、評価認定を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について評価を行い、認定する場合にあつては、NICE GREEN 計画認定証（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、希望者については別表2に掲げる計画認定ラベルの電子データを使用させることができるものとする。

3 第1項の規定により評価認定を受けた者は、緑化計画を変更しようとする場合は、市長に対し、NICE GREEN 計画変更認定申請書（第3号様式）及び別表1に掲げる図書それぞれ2部を提出し、評価認定を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について評価を行い、認定する場合にあつては、NICE GREEN 計画変更認定証（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 5 緑化施設整備工事完了後に緑化施設評価認定制度による評価認定を希望する者（評価認定の対象となる緑化施設の所有者に限る）は、市長に対し、NICE GREEN 完了認定申請書（第5号様式）及び別表1に掲げる図書それぞれ2部（竣工写真については1部）を提出し、評価認定を受けるものとする。
- 6 第1項又は第3項の規定により評価認定を受けた者は、原則として前項の規定による評価認定を受けなければならない。
- 7 市長は、第5項および前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について評価を行い、認定する場合にあっては、NICE GREEN 完了認定証（第6号様式）により申請者に通知するとともに、認定ラベルを発行するものとする。この場合において、希望者については別表3に掲げる認定ラベルの電子データを使用させることができるものとする。
- 8 市長は、第2項、第4項又は前項の規定による評価の結果、認定を適当でないと認める場合にあっては、NICE GREEN 不認定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（評価認定基準）

第6条 前条の規定による評価は、別表4の基準により行うものとする。

- 2 前条の規定による認定は、前項の規定による評価点の合計により次のとおり行うものとする。
  - （1）評価点の合計が30点以上50点未満の場合 「☆」
  - （2）評価点の合計が50点以上80点未満の場合 「☆☆（良好な緑化）」
  - （3）評価点の合計が80点以上の場合 「☆☆☆（優秀な緑化）」

（現状報告等）

第7条 緑化計画評価認定および緑化施設評価認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、名古屋市から緑化に関するアンケートや緑化施設の現状報告について依頼を受けたときは、それに協力しなければならない。

（指導等）

第8条 市長は、認定者またはその関係者が緑化施設を撤去または改悪した結果、緑化施設の状態が第6条第2項の規定による認定基準に達していないと認めた場合、緑化施設の状況を是正するよう指導することができる。

- 2 市長は、認定者が前項の規定による指導に従わない場合、第5条の規定による認定を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 1

図書の種類等		提出部数
付近見取図（※1）	<b>明示すべき事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路</li> <li>・ 目標となる地物</li> <li>・ 指定建ぺい率など</li> </ul>	2部
配置図	<b>明示すべき事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縮尺</li> <li>・ 方位</li> <li>・ 敷地の境界線</li> <li>・ 敷地内における建築物の位置</li> <li>・ 緑化施設の配置及び種別並びに面積</li> </ul>	2部
緑化施設の詳細を示す書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求積図</li> <li>・ 面積算出表</li> <li>・ 個別詳細図</li> </ul> <p style="text-align: center;">（屋上緑化については断面図、壁面緑化については立面図と断面図、緑化補助資材を使用した緑化については仕様が確認できる図書）</p>	2部
NICE GREEN 評価シート	配置図等を基に必要事項を記入	2部
竣工写真（※2）	緑化施設の内容がよくわかるように一団の緑化施設ごとに撮影	1部

※1 建築工事着工前に NICE GREEN 計画認定を既に受けている場合は、完了時における NICE GREEN 完了認定申請の際の提出は不要。

※2 NICE GREEN 完了認定の申請時に限る。

別表 2



「☆☆☆ (優秀な緑化)」



「☆☆ (良好な緑化)」



「☆」

別表 3



「☆☆☆ (優秀な緑化)」



「☆☆ (良好な緑化)」



「☆」

## 別表 4

	評価項目	評価基準	評価点
①	緑化面積	敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を1%以上2%未満の範囲で上回っていること。 ただし、緑化面積は20㎡以上とする。	5
		敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を2%以上5%未満の範囲で上回っていること。 ただし、緑化面積は30㎡以上とする。	10
		敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を5%以上10%未満の範囲で上回っていること。 ただし、緑化面積は40㎡以上とする。	20
		敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を10%以上上回っていること。 ただし、緑化面積は50㎡以上とする。	30
②	樹木植栽	敷地面積に対する樹木換算面積の割合が3%以上5%未満であること	5
		敷地面積に対する樹木換算面積の割合が5%以上10%未満であること	10
		敷地面積に対する樹木換算面積の割合が10%以上30%未満であること	20
		敷地面積に対する樹木換算面積の割合が30%以上50%未満であること	30
		敷地面積に対する樹木換算面積の割合が50%以上であること	40
③	接道緑化	接道緑化延長が敷地の接道延長全体の30%以上50%未満であること。	5
		接道緑化延長が敷地の接道延長全体の50%以上70%未満であること。	10
		接道緑化延長が敷地の接道延長全体の70%以上であること。	20
④	季節の草花の植栽	公開性のある場所に全景が視認できるよう季節の草花を植栽すること。ただし、敷地面積の1%以上かつ緑化面積は2㎡以上とする。	5
⑤	公開性のある緑化面積	公開性のある緑化面積が緑化面積全体の25%以上50%未満あるいは100㎡以上200㎡未満であること。 ただし、緑化面積は10㎡以上とする。	5
		公開性のある緑化面積が緑化面積全体の50%以上あるいは200㎡以上あること。 ただし、緑化面積は20㎡以上とする。	10
⑥	公開性のある垂直面緑化面積	公開性のある建築物の外壁およびフェンス・擁壁・看板など工作物垂直面への緑化面積が敷地面積の2%以上あること。	10
⑦	既存樹木の保全	植栽後概ね10年以上経過している高木が1本以上あること。	5
⑧	樹名板の設置	公開性のある主要な樹木の半数以上に樹名板を設置すること。	5
⑨	在来種の植栽	在来種の樹木を植栽樹種の10%以上植栽すること。	5
⑩	生きものの住処・餌場の設置	生きものの餌場となる植物を植栽する、あるいは巣箱・水場などを設置すること。	5